

法人タクシー事業者の営業所ごとの最低車両数の緩和について

協議事項 3

市内法人タクシー事業者は営業所ごとの最低車両数を維持するために多額の費用が発生してきたことから、事業継続が困難となる事業者もでてきているため、配置しなければならない営業区域の営業所ごとに配置する最低車両数を緩和するもの。

根拠法令

平成 29 年東北運輸局公示第 38 号

営業区域

石巻市に係る営業区域 2 ページ参照 (別紙のとおり)

事業者

石巻市のすべての事業者 3 ページ参照 (別紙のとおり)

最低車両数

2 両以上

実施日

協議が調い次第

別表（宮城県）

県別	営業区域	車両数
宮 城 県	(1) 仙台市	10両以上
	(2) 塩竈交通圏（塩竈市、宮城郡七ヶ浜町）	5両以上
	(3) 気仙沼交通圏（気仙沼市(ただし、平成21年9月1日に編入された旧本吉郡本吉町の区域を除く)）	
	(4) 石巻市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧桃生郡河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、旧牡鹿郡牡鹿町の区域を除く）	
	(5) 古川市（大崎市(ただし、平成18年3月31日に合併された旧古川市の区域に限る)）	
	(6) 白石市	
	(7) 名取市	
	(8) 角田市	
	(9) 多賀城市	
	(10) 岩沼市	
	(11) 刈田郡（蔵王町、七ヶ宿町）	
	(12) 柴田郡（大河原町、村田町、柴田町、川崎町）	
	(13) 伊具郡（丸森町）	
	(14) 亘理郡（山元町、亘理町）	
	(15) 宮城郡（松島町、利府町）	
	(16) 黒川郡（富谷市、大和町、大郷町、大衡村）	
	(17) 加美郡（加美町、色麻町）	
	(18) 志田郡（大崎市(ただし、平成18年3月31日に合併された旧志田郡松山町、三本木町、鹿島台町の区域に限る)）	
	(19) 玉造郡（大崎市(ただし、平成18年3月31日に合併された旧玉造郡岩出山町、鳴子町の区域に限る)）	
	(20) 遠田郡（大崎市(ただし、平成18年3月31日に合併された旧遠田郡田尻町の区域に限る)、涌谷町、美里町）	5両以上
	(21) 栗原郡（栗原市）	
	(22) 登米郡（登米市(ただし、平成17年4月1日に合併された旧本吉郡津山町の区域を除く)）	
	(23) 桃生郡（石巻市(ただし、平成17年4月1日に合併された旧桃生郡河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町の区域に限る)、東松島市）	2両以上
	(24) 牡鹿郡（石巻市(ただし、平成17年4月1日に合併された旧牡鹿郡牡鹿町の区域に限る)、女川町）	
	(25) 本吉郡（気仙沼市(ただし、平成21年9月1日に編入された旧本吉郡本吉町の区域に限る)、登米市(ただし、平成17年4月1日に合併された旧本吉郡津山町の区域に限る)、南三陸町）	

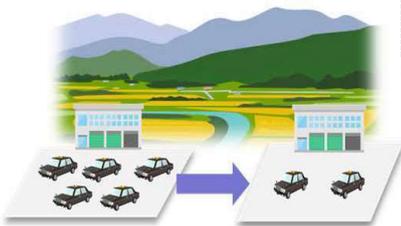
## 石巻市内タクシー事業者一覧表

No.	会社名	住 所	車両数
1	石巻タクシー(有)	石巻市中里6丁目10-23	19
2	東宝タクシー(株)	石巻市湊町1丁目8番48号	21
3	宮城交通(株)	石巻市不動町2丁目2-26	22
4	(有)かねとタクシー	石巻市幸町7-6	5
5	北上タクシー(株)	石巻市中里1丁目1番23号	20
6	石巻交通(株)	石巻市丸井戸1丁目1-9	8
7	工業港タクシー(株)	石巻市大街道南3丁目5番14号	11
8	(有)三陸タクシー	石巻市新栄2丁目1番4号	14
9	石巻観光タクシー(株)	石巻市鹿妻南2丁目15番13号	21
10	(有)ひばりタクシー	石巻市中浦1丁目2番5号	9
11	まるごとタクシー(株)	石巻市中里1丁目1番23号	11
12	東北交通(株)	石巻市のぞみ野2丁目1番1号	16
13	(有)ピー・エイチ・エス	石巻市丸井戸3丁目3-8	15
14	向陽タクシー(株)	石巻市向陽町1丁目1-29	8
15	松山観光タクシー(株)	石巻市相野谷字飯野川町53番地1	9
16	富士タクシー	石巻市相野谷字飯野川町206番地17	8
17	(有)雄勝タクシー	石巻市三輪田字華土手上10-4	5
18	(有)やまたけタクシー	石巻市雄勝町上雄勝2丁目22番地	5
19	(有)鹿又タクシー	石巻市鹿又字新田町浦10	4
20	(有)前谷地タクシー	石巻市前谷地字中埜139-4	5
21	(有)豊石観光	石巻市須江字豊石50-2	12
22	(有)おしか交通	石巻市鮎川浜大台37番地2	2
23	(株)桃生交通	石巻市桃生町給人町字東町85	6

# タクシーの規制が緩和されました!

公共交通が不十分な地域における、持続可能で利便性の高い移動手段の確保を早急に進めるため「ラストワンマイル・モビリティ検討会」が設置され、タクシー、乗合タクシー、自家用有償旅客運送に関する課題を総合的に検討し、まずはタクシーの規制緩和が実施されました。

## 法人タクシーの営業所ごとの最低車両台数の緩和



●東北運輸局公示の改正 (R5.11.29改正)  
 ~準特定地域以外の地域において、市町村が設置する**地域公共交通会議等**で協議が調った場合は、これらの基準によらず、当該市町村に限り、**最低車両数を2両以上とすることができる。**

### ※タクシーの最低車両数とは?

営業所に配置する「最低車両数」が営業区域ごとに定められています。

- ・人口50万人以上の都市を含む営業区域は10両(東北では仙台市のみ)
- ・人口1万人以上の市町村を含む営業区域は5両
- ・それ以外の営業区域は2両

## 営業所等の施設設置要件の緩和

※一角を営業所、休憩施設や車庫として活用



●東北運輸局公示の改正 (R5.11.29改正)  
 (例:車庫にかかる要件)

~ただし、**自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。**

### ※タクシーの施設設置要件緩和のねらい

- ・営業所や車庫などの施設設置の際の要件などを緩和することにより、交通不便地域における機動的なサービスの提供を可能とするもの。ほか、使用権原期間についても「3年以上」から「1年以上」に緩和されました。

## 営業区域の見直しなど

●地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について (R2.11.27最終改正)

「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」

3. 協議を行うに当たっての具体的指針

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項

既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、**地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。**

なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。

- ① 営業区域外旅客運送の必要性 ② 営業区域外旅客運送の対象となる地域 ③ 営業区域外旅客運送を行う事業者 ④ 営業区域外旅客運送を行う期間 ⑤ その他必要な事項



## ○公共交通会議等での協議について

**各市町村におけるタクシーの活用について、柔軟にご議論いただきますようお願いいたします。**

東北運輸局HP「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/content/000261424.pdf>

【お問い合わせ先】 国土交通省 東北運輸局 自動車交通部 旅客第二課 022-791-7530

青森運輸支局 輸送・監査部門 017-739-1501 (音声案内3) 岩手運輸支局 輸送・監査部門 019-638-2154 (音声案内3)

宮城運輸支局 輸送・監査部門 022-235-2517 (音声案内3) 秋田運輸支局 輸送・監査部門 018-863-5811 (音声案内3)

山形運輸支局 輸送・監査部門 023-686-4711 (音声案内3) 福島運輸支局 輸送・監査部門 024-546-0345 (音声案内3)



**Q 最低車両数が緩和できない特定地域・準特定地域とはどこですか？**

A 現在、東北6県には「特定地域」は存在しません。「準特定地域」については、以下のとおりです。

**【青森県】**

- ・青森交通圏 (青森市(ただし、平成17年4月1日に合併された旧南津軽郡浪岡町の区域を除く)、東津軽郡平内町、蓬田村)
- ・八戸交通圏 (八戸市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町、五戸町(ただし、平成16年7月1日に編入された旧三戸郡倉石村の区域を除く)、南部町(ただし、平成18年1月1日に合併された旧三戸郡名川町、福地村の区域に限る))
- ・弘前交通圏 (弘前市、中津軽郡西目屋村)

**【岩手県】**

- ・盛岡交通圏 (盛岡市(ただし、平成18年1月10日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く)、滝沢市、紫波郡矢巾町)
- ・一関交通圏 (一関市(ただし、平成17年9月20日に合併された旧東磐井郡大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村及び平成23年9月26日に合併された旧東磐井郡藤沢町の区域を除く)、西磐井郡平泉町)

**【宮城県】**

- ・仙台市

**【秋田県】**

- ・秋田交通圏 (秋田市)

**【山形県】**

- ・山形交通圏 (山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町)

**【福島県】**

- ・福島交通圏 (福島市、伊達市(ただし、平成18年1月1日に合併された旧伊達郡伊達町、保原町の区域に限る)、伊達郡桑折町、国見町)
- ・郡山交通圏 (郡山市、本宮市、田村郡三春町、安達郡大玉村)
- ・会津交通圏 (会津若松市、河沼郡湯川村、耶麻郡磐梯町、大沼郡会津美里町)
- ・いわき市

・最低車両数を緩和する協議が調った場合は、協議成立証書の交付をお願いいたします。(新規参入事業者から交付依頼があった場合を含みます。)

**※タクシー事業者は当該協議成立証書を添付し、運輸支局に事業計画変更を届け出ることとなります。**

(様式例)

東北運輸局公示第38号「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」1.(4)③による協議が調っていることの証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1.協議が調っている一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域  
〇〇交通圏のうち、〇〇市(町・村)に係る営業区域
- 2.協議が調っている一般乗用旅客自動車運送事業者  
株式会社〇〇タクシー (他の例:新規参入者ほか〇〇市のすべての事業者)
- 3.協議が調っている営業区域の営業所ごとに配置する最低車両数  
2両以上 (他の例:3両以上、4両以上)

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇地域公共交通会議  
会長 〇〇 〇〇



石巻市長 齋藤正美 様

東北運輸局公示の改正によるタクシーの規制緩和に関する要望書

令和5年11月29日付け東北運輸局公示の改正により、タクシー事業者における営業所ごとの最低車両台数の規制が緩和されております。

この改正により、石巻市のタクシー事業者は、石巻市地域公共交通活性化協議会での協議が調った場合に、配置しなければならない最低車両台数が、現行の「5両以上」から「2両以上」へ緩和されることになります。

これまで、最低車両台数を維持するために多額の費用が発生してきたことから、事業継続が困難となる事業者も出てきております。

つきましては、本市の地域公共交通の確保及び市内タクシー事業者の事業継続を支援いただきたく、石巻市地域公共交通活性化協議会において下記の通りご協議いただきますようお願いいたします。

記

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域  
石巻市に係る営業区域
- 2 一般乗用旅客自動車運送事業者  
石巻市の全ての事業者
- 3 営業区域の営業所ごとに配置する最低車両数  
2両以上

令和6年5月17日

宮城県タクシー協会石巻支部

支部長 池田

